

令和6年度人権啓発イベント開催業務委託プロポーザル募集要領

1 委託業務の名称

令和6年度人権啓発イベント開催業務委託

2 事業の目的

人権尊重社会をめざす県民運動として、人権尊重社会をめざす強調月間（8月1日～31日）及び強調週間（12月4日～10日）に合わせ、県民の人権意識の普及高揚を図るため実施する。

3 予算額

上限額：4,500千円（消費税及び地方消費税額込み）
各種謝礼や業務内容に基づく全ての経費を含む。

4 主催等

主催：埼玉県、埼玉県教育委員会、埼玉県人権啓発活動ネットワーク協議会、
人権尊重社会をめざす県民運動推進協議会

5 事業の要旨

(1) ヒューマンフェスタオンライン

ア 開催日時

令和6年8月1日（木）～令和6年9月30日（月）2か月間

イ 開催場所

インターネット上に特設サイトを開設し、同サイト内のWEBコンテンツにて啓発を行う。

ウ イベントの主な内容（コンテンツ）

- ・著名人の人権メッセージ動画配信
- ・テーマ特集ページ
- ・人権啓発コンテンツの作成、実施
- ・県内の人権啓発活動紹介
- ・その他啓発効果の得られるWEBコンテンツ

(2) ヒューマンスクウェア2024

ア 開催日時

令和6年12月7日（土）

イ 開催場所

イオンモール羽生

ウ イベントの主な内容

ショッピングモールの屋内ストリートで、人権啓発のパネルの展示や、啓発動

画放映、体験コーナーを実施し、人権啓発を行う。

6 委託業務の内容

(1) ヒューマンフェスタオンライン

ア イベントタイトル（サブタイトル）の考案

イ ウェブサイトの作成・運営等（公開期間8月1日～9月30日）

ウ ウェブサイトのコンテンツ作成

（ex. 著名人による動画メッセージ、人権クイズ、その他）

エ NACK5（FM79.5）のラジオCMで使用する著名人による音声メッセージ収録

オ テーマ特集ページ、県内の人権啓発活動紹介ページの掲載

カ 閲覧者アンケートの実施

キ 広報（WEB や SNS 等を活用した広報、チラシデザイン作成・印刷）

(2) ヒューマンスクウェア2024

ア 会場の設営、運営

イ アンケートの回収

ウ 広報

(3) 共通事項

・ 報告書の提出

7 履行期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

8 業務委託候補者の選定方法

受託希望者から企画提案を受ける公募型プロポーザル方式により行う。

プレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、審査委員会が、最優秀提案者を委託候補者として決定する。

9 プロポーザル参加資格要件

(1) 応募者一般資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年3月31日付け埼玉県告示第277号）に基づき、物品等の業種「催物、映画、広告、その他の業務」の営業品目「催物等」（大分類）、「催物の企画・運営等関連業務」及び「広告代理業務」（小分類）又は、「電子計算機に関する業務」（大分類）「ホームページ関連業務」（小分類）に登録され、A級、B級又はC級に格付けされた者であること。

- ウ 本業務の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- エ 本業務の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県に於ける契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- オ 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- カ 過去3年間に同規模程度の「催物の企画・運営等関連業務」又は「ホームページ関連業務」の業務を国又は地方自治体と契約した実績を有している者であること。（契約書の写しを添付すること。）
- キ 本事業の実施について、委託者からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。

10 公募型プロポーザル参加申込手続

(1) 参加申請書等の提出

ア 提出書類

(ア) 参加申請書（様式第1号）

(イ) 「登記事項証明書」

提出日において発行日から3か月以内のもの

履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書

(ウ) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等の未納がないことを証する書類（納税証明書）

イ 提出部数 各1部

ウ 提出期限 令和6年5月16日（木） 17時まで（必着）

エ 提出場所

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課調整担当

（埼玉県庁本庁舎3階）

オ 提出方法

電子メール、郵送もしくは持参により提出すること。郵送する場合は配送記録の確認が可能な郵送方法（簡易書留等）とすること。なお、電子メールの場合は「17 問い合わせ先」へ、送信後に電話連絡すること。

カ その他

事業説明会は実施しない。

(2) 企画提案書等の提出

企画提案書及び添付する資料は別紙「令和6年度人権啓発イベント開催業務委託仕様書」に基づいて、下記の項目を盛り込み作成すること。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書表紙（様式第3号）

(イ) 企画提案書添付書類（様式任意・A4サイズ）

a 本業務を実施するための基本方針

委託業務の目的を踏まえた企画のコンセプト

b 企画案

仕様書の内容を網羅した企画とすること。仕様書に記載のない項目であっても、本業務の目的達成に資する企画があれば記載すること。メッセージ動画出演者の経歴・出演実績・企画ポイント・提案理由は必須とする。

c 業務実績

国又は地方自治体等の公的機関から委託を受けた類似業務について、受託業務名、委託者、契約期間、契約金額、業務内容を記載すること。また、その他本事業に関係する類似業務について該当がある場合は記載すること。

（それぞれ最大5件まで）

d 会社概要

提案者名、本社所在地、会社の設立年月、従業員数、資本金、最新年度の売上金、業務内容、ホームページアドレス、本県を担当する支社（支店）名を記載すること。

(ウ) 見積書（様式任意）及び見積内訳書（様式任意）

・見積書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

・見積内訳書の作成に当たっては、人件費、社会保険料、交通費、報償費、消耗品費、通信費、使用賃借料等に区分し、全て単価を計上すること。

・本業務を受託した者（以下、「受託者」と言う。）が再委託する場合は、再委託先、再委託内容、金額（総額及び積算）を明記すること。なお、再委託先の金額が受託者の金額を上回らないこと。

・メッセージ動画の出演やアトラクションの出演者への支払については「人権啓発地方委託事業における講演等謝金支払基準等」を参照すること。

(エ) その他

提案事業に係る既存事業の広報媒体（印刷物）等

イ 提出部数

各10部（1部は正本、他9部コピー可）

全てホチキス2か所止めとし、ホチキス止めできないものは、別に各10部提出

すること。

ウ 提出期限

令和6年5月22日（水）17時まで（必着）

エ 提出場所

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課調整担当
（埼玉県庁本庁舎3階）

オ 提出方法

郵送もしくは持参により提出すること。郵送は配送記録の確認が可能な郵送方法（簡易書留等）とすること。

カ その他

（ア）提出書類は理由を問わず返却しない。

（イ）提出した企画提案書等は、埼玉県情報公開条例（平成16年埼玉県条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となる。

11 質問及び回答

（1）質問事項は、質問書（様式第2号）に内容を簡潔に記載し、令和5年5月1日（月）17時までに人権・男女共同参画課調整担当に電子メールで送付すること。

提出先アドレス：a2250-01@pref.saitama.lg.jp（電話・FAX不可）

（2）回答は、令和6年5月14日（火）午後5時15分までに県HPに公開する。

12 プレゼンテーション及び提案書類の審査

（1）審査日時 令和6年5月24日（金）

（2）実施方法 対面による説明

詳細については、後日、企画提案書等を提出した者に対し、電子メールにて連絡する。

（3）説明時間 各提案者とも30分程度

（プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度）

（4）説明資料 事前に提出した資料のみとする。

（5）審査基準

「別表 企画提案に係る審査基準」のとおり。

（6）委託候補者の選定

選定委員会の各委員が、審査基準により提出された企画提案書を審査し、委員の評価点数の合計が最も高く、最も優れた業務運営能力を有すると認められる者を委託候補者とする。

企画提案書を提出したものが多数の場合には、書類で1次審査を行い、この審査を通過した者だけ、プレゼンテーションを行うものとする。また、1次審査で落選

した者には令和6年5月23日（木）までに通知する。なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

また、企画提案書を提出した者が1者のときは、審査において提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当である認められた場合に、当該企画提案書等を提出したものを委託候補者として選定する。

なお、委託候補者の都合により、審査後に評価に関わる項目で変更が生じた場合は、評価点が変わるため、委託候補者を変更することがある。

(7) 審査結果

審査の結果は、令和6年5月27日（月）までに電子メールにて参加者全員に通知する。

(8) 留意事項

ア プレゼンテーションの内容は既提出の企画提案書に基づくものとし、訴求したい点等について説明すること、提出済以外の資料による説明や企画提案書に記載のない新たな提案等を審査当日に行うことは認められない。

イ プレゼンテーションに参加しない者については、契約の候補者には選定しないものとする。

ウ 企画提案者は他の提案者の企画提案を傍聴することができない。

(9) 費用負担 説明会に参加するために要する費用は、参加者の負担とする。

13 審査対象からの除外

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書を提出した場合

(2) 企画提案書等に虚偽の記載を行った場合

(3) 他の参加者と提案内容やその他本入札に関して相談を行った場合

(4) 委託候補者の選定前に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(5) 選定委員会に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

(6) 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

(7) その他、執行者があらかじめ指示した事項に違反したとき

14 契約の締結

委託候補者は、提出書類に基づき、委託業務仕様書について協議するものとし、委託元と委託候補者との間で具体的事業内容及び契約金額について合意に達した場合に、委託契約を締結することとする。

委託候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に候補者に事故等が発生した場合は、審査結果が次点の者を委託候補者として改めて協議を行う。

なお、協議の結果、企画提案書等の内容の一部を変更する場合がある。

15 契約保証金

- (1) 上記 14 により委託元と合意に達した委託候補者（受託予定者）は、埼玉県財務規則第 8 1 条第 1 項の規定により、契約締結の日までに契約保証金を納付すること。
- (2) 上記に関わらず、埼玉県財務規則第 8 1 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは契約保証金の全部又は一部を免除する。

16 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）のほか、令和 5 年度人権啓発イベント開催業務委託仕様書に基づき、その取扱いに十分注意し、漏洩、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

17 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 本庁舎 3 階

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課 調整担当 宮田・石川

電話：048-830-2258

メール：a2250-01@pref.saitama.lg.jp